

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|--------|------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 3号 | 財産の取得について |
| 日程第 10 | 議案第 4号 | 平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第1号） |

《平成28年5月26日》

平成28年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年5月26日（木）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 7 議案第 1号 工事請負契約の締結について
日程第 8 議案第 2号 工事請負契約の締結について
日程第 9 議案第 3号 財産の取得について
日程第10 議案第 4号 平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）
-

◎出席議員（16名）

- | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 議長 | 18番 | 前田篤秀君 | 17番 | 杉本信一君 |
| | 1番 | 今村則康君 | 2番 | 岩上孝義君 |
| | 3番 | 佐藤昇君 | 4番 | 稲場仁子君 |
| | 5番 | 奥田稔君 | 7番 | 黒坂貴行君 |
| | 9番 | 岩澤武征君 | 10番 | 阿部君枝君 |
| | 11番 | 山谷敬二君 | 12番 | 松田良一君 |
| | 13番 | 竹中裕志君 | 14番 | 秋元直樹君 |
| | 15番 | 高橋義詔君 | 16番 | 一宮龍彦君 |
-

◎欠席議員（0名）

◎列席者

- 町長 佐々木修一君 代表監査委員 村瀬光明君
教育委員長 新山史賢君

《平成28年5月26日》

◎説明員

副町長	広井澄夫君	税務課長	会津靖朗君
総務部長	加藤俊之君	財政課長	大堀聡君
民生部長	松橋行雄君	建設課長	金沢一彦君
経済部長	鈴木光男君	シオパーク推進課長	鴻上栄治君
生田原総合支所長	平間敏春君	経済部技監	内野清一君
丸瀬布総合支所長	只野博之君	総務課長	舟木淳次君
情報管財課長	鈴木浩君	白滝総合支所長	村上裕和君
企画課長	佐藤祐治君	会計管理者	荒井正教君
教育長	河原英男君	総務課長	大貫雅英君
教育部長	小野寺健君	社会教育課長	堀嶋英俊君
監査委員事務局長	伯谷和昭君		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成28年第3回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成27年度及び平成28年度例月出納検査の結果、水道料金の不納欠損の報告並びに議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第10までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、今村議員、高橋議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成28年第3回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成28年第3回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成28年第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、株式会社遠軽農業振興公社についてであります。本年3月31日の臨時株主総会において解散を承認可決したところです。

これにより、同社が実施していた農産物加工事業は、えんゆう農業協同組合が新たに設立した株式会社遠軽食品に引き継がれ、公社の民間移行が果たされました。

事業継承されました遠軽食品が、本町の農業振興の新たな柱となることを期待するものであります。

次に、4月14日に発生した平成28年熊本地震により、亡くなられました方々とその御遺族に対しまして、町民とともに深く哀悼の意を表し、被災者の方々に衷心よりお見舞い申し上げ、被災地の一日も早い復旧、復興を願うものでございます。

本町としましては、日本赤十字社を通じて義援金を送るため、本議会に補正予算を提出するとともに、日本赤十字社遠軽分区として、町内の各種団体や職場等に対して協力依頼を行い、義援金の募金活動に取り組んでいるところであります。

また、災害派遣活動として4月18日から5月3日までの間、陸上自衛隊第25普通科連隊からも約200人の隊員が被災地に派遣されましたが、留守家族を支援するため、大規模災害時等における派遣隊員等の留守家族支援に関する協定に基づき、役場内に相談窓口を設置したところであります。

なお、日本ジオパークネットワークに加盟している阿蘇ジオパーク内においても大きな被害があることから、日本ジオパークネットワーク災害対応方針に基づき、情報収集するとともに、広範なネットワークを最大限に生かした支援活動など、被災地域の状況により適切に対応することとしております。

次に、観光については、4月29日に丸瀬布森林公園いこいの森及び太陽の丘えんがる

公園が開園したところです。当日は、あいにくの雪でありましたが、今後は、安定した気候が続き、多くの観光客に訪れてもらうことを期待するところです。

また、今年で7回目となる「匠のアスパラ料理フェア」が、4月28日から5月20日までの期間で開催されたところであります。これによりまして、地域資源のブランド力向上と地域産業の振興並びに飲食店等の活性化が図られたと考えております。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第1号から承認第3号までの専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号及び議案第2号工事請負契約の締結については、平成27年度遠軽中学校大規模改修工事（建築主体）その1（繰越）、平成27年度遠軽中学校大規模改修工事（機械設備）（繰越）について、議会の議決を求めるものです。

議案第3号財産の取得については、白滝ジオパーク体験プログラム用のマイクロバスの購入について、議会の議決を求めるものです。

議案第4号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）については、熊本地震災害義援金、安国水泳プール及び生田原水泳プールの上屋シートの更新に係る経費を計上するものです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、日程第6 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、以上、承認3件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例等の一部を改正する条例につきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

専決第4号専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成28年4月1日に地方税

《平成28年5月26日》

法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等が施行されたことに伴い、遠軽町税条例（平成17年遠軽町条例第60号）等の一部を改正する必要が生じたことから、専決処分をしたものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、別紙13ページの次にあります遠軽町税条例等改正資料1ページをお開き願います。

この条例は3条立てになっておりまして、第1条による改正、アの災害等による期限の延長については、地方税法の改正に伴い不服申し立てを審査請求に改める規定を整備するものであります。

施行年月日は、右端の欄に記載してありますので、御参照願います。

イの納税証明事項については、軽自動車税の改正に伴う規定の整備であります。

ウの納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金については、延滞金の対象に軽自動車税の環境性能割を加え、延滞金算定の改正に伴う規定を整備するものであります。

エの法人税割の税率については、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小に向けて地方交付税原資化を図るため、法人町民税法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げるものであります。

オの普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収については、個人町民税の延滞金について、当初申告後、税務署が所得税の減額更正をしたことに基因して当初の税額から減額した後に、所得税の増額の変更があった場合、その追徴すべき不足税額のうち、当初申告書に係る税額に達する部分についての延滞金は、一定期間を延滞金の算定期間から控除するものでございます。

カの法人の町民税の申告納付及びキの法人の町民税に係る不足税額の納付の手続については、同様の規定でございまして、法人町民税の延滞金について、当初申告後、税務署が法人税の減額更正をしたことに基因して当初の税額から減額した後に、法人税の増額の変更があった場合、その納付すべき税額のうち、当初申告書に係る税額に達する部分についての延滞金は、一定期間を延滞金の算定期間から控除するものでございます。

ク及びケについては、固定資産税の非課税の規定の適用時と、適用終了時に申告すべき固定資産に、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産を規定するものでございます。

コの軽自動車税の納税義務者等については、3輪以上の軽自動車の取得者に対しては、新たに軽自動車税の環境性能割を創設して課税し、軽自動車等の所有者には、現行制度の内容により、軽自動車税の種別割に名称を変更し課税するものでございます。

次のページをお開き願います。

サについては、軽自動車税の改正に伴い条を削除し、第81条の2新たに規定するもの

でございます。

シの軽自動車税のみならず課税については、軽自動車等の売買契約において売主が所有権を留保している場合の賦課徴収について、買主を取得者又は所有者とみなして軽自動車税を課するものでございます。

スの日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲については、サで削除した規定を再度規定し、日本赤十字社が所有する直接その本来の事業に供するもので、救急用のものは非課税とするものでございます。

セの環境性能割の課税標準については、課税標準額を3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価格としまして、免税点を50万円とするものでございます。

ソの環境性能割の税率については、税率の排出ガス性能及び燃費性能によって区分し、法第451条第1項に規定するものは100分の1、同条第2項に規定するものは100分の2、同条第3項に規定するものは100分の3とするものでございます。

タの環境性能割の徴収の方法については、申告納付の方法により行うものでございます。

チの環境性能割の申告納付については、環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号の区分に応じ当該各号に定める時又は日までに申告書を町長に提出し納付するものでございます。

ツの環境性能割に係る不申告等に関する過料については、10万円以下とするものでございます。

テの環境性能割の減免については、現行の軽自動車税と同様の規定でございまして、公益のため直接専用する、又は歩行困難な身体障害者等が所有する3輪以上の軽自動車等について規定するものでございます。

トの種別割の税率から、ヒの原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までについては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものでございます。

以下、附則の改正でございまして、フの特定一般用薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、平成30年度から平成34年度まで個人町民税の医療費控除に検診・予防接種を受け、医師の関与があるものに限り、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品の購入金額が年間1万2,000円を超える金額を医療費控除の特例として所得から控除するものでございます。

への法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、第7項に津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、民間事業者が津波対策の用に供する港湾施設等で平成32年3月31日までに新たに取得、改良された施設の固定資産税は、最初の4年間、2分の1を乗じて得た額を課税標準額とする規定を加えるものであり、第10項に太陽光発電、第11項に風力発電に係る電気事業者による再生可能エネルギー発電設備で平成30年3月31日までに新たに取得された設備の固定資産税は、最初

の3年間、3分の2を乗じて得た額を課税標準額とする規定を、また、第12項に水力発電、第13項に地熱発電、第14項にバイオマス発電に係る上記と同様の施設の固定資産税は、最初の3年間、2分の1を乗じて得た額を課税標準額とする規定を加えるものであり、ただし、第10項から第14項までは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する設備を対象とし、太陽光発電設備は、固定価格買取制度の対象となる設備を除くものでございます。

第18項に都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が整備計画の認定を受け、コンパクトシティに向けた事業実施により平成30年3月31日までに新たに取得した公園、広場等の公共施設等の固定資産税は、最初の5年間、5分の4を乗じて得た額を課税標準額とする規定を加えるものであり、また、項の追加等に伴う規定を整備するものでございます。

次のページをお開き願います。

ホの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、熱損失防止改修住宅の減額申告記載事項の規定を整備するものでございます。

マの軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例については、当分の間、道が自動車税の環境性能割の賦課徴収の方法により行うものでございます。

ミの軽自動車税の環境性能割の減免の特例については、当分の間、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして、町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免するものでございます。

ムの軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例については、環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号の区分に応じ当該各号に定める時又は日までに申告書を道知事に提出し納付するものでございます。

メの軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付については、町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務費を賦課徴収費として道に交付するものでございます。

モの軽自動車税の環境性能割の税率の特例については、営業用の3輪以上の軽自動車に対する税率は、当分の間、100分の1は100分の0.5に、100分の2は100分の1に、100分の3は100分の2とし、また、自家用の100分の3は100分の2とするものでございます。

ヤの軽自動車税の種別割の税率の特例については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）を1年延長し、環境性能割の導入に伴い現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものでございます。

第2条による改正、平成26年遠軽町条例第9号、アの軽自動車税に関する経過措置については、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものでございます。

《平成28年5月26日》

第3条による改正、平成27年遠軽町条例第17号、アの町たばこ税に関する経過措置については、第19条第1項第3号の改正に伴う規定の整備でございます。

別紙11ページに戻りまして、附則について説明いたします。

第1条に施行期日を定めてございます。平成28年4月1日から施行し、ただし、第1号の規定は平成29年1月1日、第2号の規定は平成29年4月1日、第3号の規定は平成30年1月1日から施行するものでございます。

第2条に町民税に関する経過措置、第3条に固定資産税に関する経過措置、第4条に軽自動車税に関する経過措置を規定してございます。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

続きまして、承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第5号専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成28年4月1日に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等が施行されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例（平成17年遠軽町条例第61号）の一部を改正する必要があることから、専決処分をしたものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、別紙2ページの次にあります遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

アの納税義務者等については、地方税法の項の追加等に伴う規定の整備でございます。

次に、附則の改正でありまして、イの法附則第15条第42項の条例で定める割合については、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が整備計画の認定を受け、コンパクトシティに向けた事業実施により平成30年3月31日までに新たに取得した公園、広場等の公共施設等の都市計画税は、最初の5年間、5分の4を乗じて得た額を課税標準額とする規定を加えるものでございます。

ウについては、第6項の追加に伴う項の繰下げ及び項の変更に伴う規定の整備であります。

別紙の1ページに戻りまして、附則について説明いたします。

第1項は施行期日を定めておりまして、平成28年4月1日から施行するものであります。第2項は経過措置を規定し、第3項は附則第6項の規定の適用について定めております。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

《平成28年5月26日》

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第6号専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成28年4月1日に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等が施行されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例（平成17年遠軽町条例第123号）の一部を改正する必要が生じたことから、専決処分をしたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページ、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

アの課税額については、課税限度額について、基礎課税額分を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額分を17万円から19万円に引き上げるものでございます。

イの国民健康保険税の減額については、減額の基準を5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘じる金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、2割減額において当該金額を47万円から48万円に引き上げ、低所得者の軽減対象世帯を拡大するものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。適用区分は、平成28年度以後の年度分について適用するものでございます。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

《平成28年5月26日》

以上で、承認3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第7 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長(鈴木浩君) 議案第1号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度遠軽中学校大規模改修工事(建築主体)その1(繰越)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は2億3,976万円でありませぬ。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役山口正英であります。

この工事につきましては、5月19日、株式会社管野組ほか6社により指名競争入札を行い、株式会社山口産商が2億3,976万円で落札をしております。

《平成28年5月26日》

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表17番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社山口産商とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成29年2月28日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木浩君） 議案第2号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度遠軽中学校大規模改修工事（機械設備）（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,972万4,000円であります。

契約の相手方は、サトウ・北海特定建設工事共同企業体。代表者、紋別郡遠軽町西町2丁目8番地、有限会社サトウ熱器、代表取締役佐藤好生。構成員、紋別郡遠軽町白滝813番地、有限会社北海設備、代表取締役渡部健一であります。

この工事につきましては、5月19日、有限会社ウエノほか5社により指名競争入札を行い、サトウ・北海特定建設工事共同企業体が5,972万4,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表19

《平成28年5月26日》

番に記載をしておりますので、御参照願います。

サトウ・北海特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成29年2月28日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第3号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木浩君） 議案第3号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、マイクロバス1台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は579万960円であります。

取得の相手方は、旭川市4条通2丁目、旭川トヨタ自動車株式会社、代表取締役戸島義信であります。

この財産の取得につきましては、5月19日、共栄自動車工業株式会社ほか6社により指名競争入札を行い、旭川トヨタ自動車株式会社が579万960円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得に係る入札等状況に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、旭川トヨタ自動車株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成29年1月31日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 今、納期のことで、1月31日ということで特殊な内部の内装等があって、それだけ日にちがかかるのでしょうか。1月ということになりますと、今年度内の使用はほとんど不可能なのかなという感じがいたします。今、発注するのであれば、できれば夏以降、秋口などに利用できれば望ましいのではないかなと考えるところなのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 鴻上ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（鴻上栄治君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

実は、マイクロバスとか中型バスとか、通常、受注生産ということで、生産期間が実は6か月ないし8か月かかりますということで業者のほうからもお伺いされていまして、それと特殊な装備と申しますか、ラッピング塗装を行うということで、納期については期間がかかることになってございます。

以上で終わります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号財産の所得についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第4号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀聡君） 議案第4号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,693万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を161億7,693万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に1,693万9,000円を追加し、総額を5億2,188万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計161億6,000万円に1,693万9,000円を追加し、総額を161億7,693万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に300万円を追加し、総額を30億6,550万1,000円とするものです。

10款教育費につきましては、6項保健体育費に1,393万9,000円を追加し、総額を21億4,742万8,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計161億6,000万円に1,693万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の161億7,693万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費300万円は、4月14日に発生した熊本地震により被災された方々への支援及び被災地の復興のため、平成28年熊本地震災害義援金を計上するものです。

10款教育費6項保健体育費2目体育施設費、水泳プール管理運営事業1,393万9,000円は、強風により安国水泳プールの上屋シートが破損し、シートの金属留め具が水槽に落下する被害が発生したことから、利用者の安全を確保するため、安国水泳プールの上屋シートを更新するとともに、同様の危険性が高い生田原水泳プールの上屋シートを更新するもので、プールシート設置及び撤去業務委託料11万5,000円、備品購入費1,382万4,000円を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、1,693万9,000円を追加するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で、質疑を終わります。

これより、議案第4号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成28年第3回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田 篤彦
署名	議員	今村 利敏
署名	議員	高橋 義昭